

宮津市公報

令和元年8月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

- 11 宮津市印刷物等有料広告掲載要綱の一部を改正する要綱 1
12 宮津市市税等のあり方検討委員会設置要綱 1

訓 令

- 3 宮津市公用車ドライブレコーダーの運用に関する規程 2

公 告

- 11 公示送達 4
12 農用地利用集積計画の縦覧 4
13 公示送達 4
14 公示送達 4

教 育 委 員 会

《告 示》

- 3 宮津市教育委員会定例会の招集 4

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 9 有権者総数の50分の1の数 5
10 有権者総数の3分の1の数 5
11 有権者総数の6分の1の数 5
12 参議院京都府選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所 5
13 参議院議員通常選挙における各投票区の投票所 5
14 参議院議員通常選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ 6
15 参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任 6
16 参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時 7
17 参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任 7
18 参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所 8
19 参議院議員通常選挙における期日前投票所 8
20 参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における
期日前投票所 8
21 参議院議員通常選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任 8
22 参議院議員通常選挙における投票所投票管理者職務代理者の変更 9

農 業 委 員 会

《告 示》

- 3 宮津市農業委員会総会の招集 9

告 示

宮津市告示第11号

宮津市印刷物等有料広告掲載要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年7月5日

宮津市長 城崎雅文

宮津市印刷物等有料広告掲載要綱の一部を改正する要綱
宮津市印刷物等有料広告掲載要綱（平成17年告示第25号）の一部を次のように改正する。
第2条及び第5条中「広報誌みやづ」を「広報みやづ」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

———— * * * ————

宮津市告示第12号

宮津市市税等のあり方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和元年8月1日

宮津市長 城崎雅文

宮津市市税等のあり方検討委員会設置要綱
(設置)

第1条 宮津市の市税等の今後のあり方について広く意見を聴取するため、宮津市市税等のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 市税等の現状及び将来見通し並びに課題整理に関すること。
- (2) 本市にふさわしい市税等のあり方に関すること。
- (3) その他市税等のあり方に関して必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民及び事業者の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する審議結果を市長に報告する日までとする。

(座長)

第4条 委員会に座長1名を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、税務担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の規定による報告の日限り、その効力を失う。

訓 令

宮津市訓令甲第3号

庁内一般
各 かい

宮津市公用車ドライブレコーダーの運用に関する規程を次のように定める。

令和元年8月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市公用車ドライブレコーダーの運用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における事故の責任の明確化を図るために、市が公用車（宮津市公用自動車等管理規程（昭和46年訓令甲第5号）第2条第1号から第3号までに規定する車両をいう。以下同じ。）に設置するドライブレコーダーの運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 公用車に設置し、車両内外の映像及び音声を記録する機器をいう。
- (2) データ ドライブレコーダーにより記録された映像データ及び音声データをいう。
- (3) 記録媒体 ドライブレコーダーに装着するメモリーカード等の記録媒体をいう。

(個人情報の保護)

第3条 職員は、宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）の趣旨に従ってドライブレコーダーを運用しなければならない。

(統括管理責任者及び管理責任者)

第4条 ドライブレコーダーの適正な運用を図るため、統括管理責任者及び管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は財政課長をもって充て、管理責任者はドライブレコーダーが設置された公用車の配属を受けた各課等の長をもって充てる。

(ドライブレコーダーの操作)

第5条 ドライブレコーダーが設置された公用車を運転する職員は、ドライブレコーダーによる記録を中止してはならない。

(記録媒体の取扱い)

第6条 職員は、管理責任者の指示がある場合に限り、ドライブレコーダーから記録媒体を取り外すことができる。

(データの取出し)

第7条 記録媒体からのデータの取出しは、次条第1項の規定によりデータを利用し、又は外部に提供する場合に限り、行うことができる。

- 2 前項の取出しを必要とする場合は、管理責任者は、統括管理責任者に対し取出しを依頼するものとする。
- 3 前項の規定による依頼を受けた統括管理責任者は、当該依頼に係る取出しが適当であると認めるときは、財政課の職員にデータの取出しを行わせるものとする。この場合において、当該職員は、統括管理責任者が指定したパーソナルコンピュータを介してメモリーカード等の記録媒体に保存するものとし、パーソナルコンピュータ本体に保存してはならない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、特に緊急にデータの取出しを行う必要があるときは、職員は、管理責任者の指示の下にデータの取出しを行うことができる。
- 5 前項の規定によりデータの取出しを行ったときは、当該管理責任者は、統括管理責任者にその旨を報告するものとする。

(データの利用及び外部への提供)

第8条 データの利用及び外部への提供は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

- (1) 交通事故発生時において事故の責任を明確にするためにデータを閲覧する必要がある場合
 - (2) 法令等に基づき閲覧する場合
 - (3) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合
 - (4) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合
 - (5) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合
 - (6) 災害の被害調査に用いる場合
 - (7) 安全運転のための研修に用いる場合
- 2 前項の規定によるデータの外部への提供は、統括管理責任者が行うものとする。
- 3 統括管理責任者は、データを外部に提供したときは、次に掲げる事項を記録しなければならない。
- (1) 提供年月日
 - (2) 提供先の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名
 - (3) 提供の目的及び理由
 - (4) 提供したデータの内容
- 4 外部に提供するデータは、必要最小限度の範囲のものとし、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させるものとする。
- (1) データの目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
 - (2) データは、加工又は複写することなく撮影時の状態で、適正に管理すること。
 - (3) 目的を達成したとき又はその目的が達成されることが判明したときは、速やかにメモリーカード等の記録媒体の返却を行うこと。

(データの消去)

第9条 第7条の規定により取り出されたデータは、保存の必要がなくなった場合は、速やかに消去しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

公 告宮津市公告第11号
公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。
令和元年7月11日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第12号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和元年度農用地利用集積計画（令和元7月9日付け宮農委第20号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和元年7月18日

宮津市長 城崎雅文

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間
自 令和元年7月18日
至 令和元年8月1日

- 2 縦覧の場所
宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第13号
公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。
令和元年7月24日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第14号
公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。
令和元年7月30日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第3号

令和元年第3回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。
令和元年7月19日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

- 1 日 時 令和元年7月23日（火）午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第9号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和元年7月3日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

3 1 5 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第10号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和元年7月3日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

5, 2 3 9 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第11号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和元年7月3日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2, 6 2 0 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第12号

令和元年7月21日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

令和元年7月3日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

(以下掲示済)

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第13号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和元年7月4日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票区名	建 物 の 名 称	所 在 地
------	-----------	-------

第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
第2投票区	桜山会館	// 万町476番地
第3投票区	松ヶ岡会館	// 蛭子1070番地
第4投票区	漁師町会館	// 漁師1547・1548合番地
第5投票区	城南公民館	// 京口126番地
第6投票区	城東会館	// 吉原2573番地
第7投票区	たんぼぼ保育園	// 惣906番地
第8投票区	上宮津地区公民館	// 小田231番地
第9投票区	中村公民館	// 中村190番地の1
第10投票区	栗田幼稚園	// 上司261番地の4
第11投票区	小田宿野公民館	// 小田宿野191番地の3
第12投票区	矢原公民館	// 矢原69番地
第13投票区	吉津地区公民館	// 須津1031番地
第14投票区	文珠公会堂	// 文珠497番地の1
第15投票区	天橋公会堂	// 江尻124番地
第16投票区	溝尻公民館	// 溝尻354番地の1
第17投票区	浜公民館	// 日置590番地
第18投票区	上公民館	// 日置2583番地の7
第19投票区	下世屋公民館	// 下世屋(山口神社前)
第20投票区	世屋高原休憩所	// 上世屋831番地
第21投票区	畑婆爺ニアセンター	// 畑277番地
第22投票区	宮津市デイサービスセンターせんごく	// 岩ヶ鼻38番地
第23投票区	田原公民館	// 田原76番地の1
第24投票区	里波見公民館	// 里波見623番地
第25投票区	日ヶ谷地区公民館	// 日ヶ谷5126番地
第26投票区	由良地区公民館(由良の里センター)	// 由良1289番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定により、令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

令和元年7月4日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

投票所	投票所を開いている時間
第19投票所	午前7時から午後6時まで
第20投票所	午前7時から午後7時まで
第21投票所	午前7時から午後6時まで
第23投票所	午前7時から午後7時まで
第25投票所	午前7時から午後7時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第15号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和元年7月4日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区		森口英一		白数真理子
〃 2 〃		林崎芳紀		大島恵美
〃 3 〃		松井正之		河合隆太
〃 4 〃		廣瀬政夫		森山英樹
〃 5 〃		大上仁志		松本隆幸
〃 6 〃		高村一彦		横谷宏明
〃 7 〃		小牧美忠		大和陽三
〃 8 〃		田中修二		上高ゆみ
〃 9 〃		中嶋章夫		谷口博美
〃 10 〃		永濱敏之		長澤嘉之
〃 11 〃		河原哲也		田野博司
〃 12 〃		橋本一郎		橋本和実
〃 13 〃	<省 略>	笠井裕代	<省 略>	小谷陽介
〃 14 〃		山根洋行		山本昭子
〃 15 〃		宮崎茂樹		石川博基
〃 16 〃		小西正樹		永濱 智恵美
〃 17 〃		藤村光代		西村博和
〃 18 〃		田村育生		長澤伸司
〃 19 〃		大銅浩助		河原浩志
〃 20 〃		沖 光博		千阪季成
〃 21 〃		松崎正樹		藤原健二
〃 22 〃		前田 繁		岩佐裕教
〃 23 〃		辻村 範一		小南豪士
〃 24 〃		松島義孝		谷口宏幸
〃 25 〃		早川善朗		黄前佳之
〃 26 〃	浅野 誠	山本隆教		

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第16号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

令和元年7月4日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

1 開票場所

開票所名 宮津会館 宮津市字鶴賀2164番地

2 開票日時

令和元年7月21日 午後9時

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第17号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和元年7月4日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

開票管理者

住所 <省 略>

氏名 堀 口 善 一

開票管理者職務代理者

住所 <省 略>

氏 名 白 石 肇 子

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第18号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和元年7月4日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

1 日 時 令和元年7月18日 午後6時

2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第19号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、次のように定める。

令和元年7月4日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投票所名	建 物 の 名 称	所 在 地
期日前投票所	宮津市福祉・教育総合プラザ	宮津市字浜町3012番地

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第20号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を、次のとおり指定した。

令和元年7月4日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

施 設 名	所 在 地
宮津市福祉・教育総合プラザ	宮津市字浜町3012番地

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第21号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和元年7月4日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

期日前投票所投票管理者		
住 所	氏 名	職務を行うべき日
<省 略>	堀 口 善 一	令和元年7月12日 令和元年7月19日
	白 石 肇 子	令和元年7月5日 令和元年7月10日 令和元年7月18日
	前 田 良 二	令和元年7月9日 令和元年7月16日 令和元年7月20日
	後 藤 信 子	令和元年7月8日 令和元年7月11日 令和元年7月17日

<省 略>	森 口 英 一	令和元年 7 月 6 日
	笠 井 裕 代	令和元年 7 月 13 日
	永 濱 敏 之	令和元年 7 月 14 日
	宮 崎 茂 樹	令和元年 7 月 15 日
	高 村 一 彦	令和元年 7 月 7 日

期日前投票所投票管理者職務代理者		
住 所	氏 名	職務を行うべき日
<省 略>	田 村 和 彦	令和元年 7 月 5 日から 令和元年 7 月 20 日までの日

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第22号

令和元年 7 月 4 日付け宮津市選挙管理委員会告示第15号により選任した参議院議員通常選挙における第 6 投票区の投票管理者職務代理者を下記のとおり変更する。

令和元年 7 月 20 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

記

変更する投票管理者職務代理者

変更前 住所 <省 略>
 氏名 横 谷 宏 明
変更後 住所 <省 略>
 氏名 小 牧 宗 加

農 業 委 員 会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第 3 号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和元年 7 月 2 日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 令和元年 7 月 2 日（火） 午前 9 時 30 分
- 2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室
- 3 議 題
 - 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について
 - 議題第 9 号 非農地証明交付申請の承認について
 - 議題第 10 号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議題第 11 号 農用地利用配分計画に係る意見について